

au でんき供給約款（北海道電力・auEL）新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>au でんき供給約款 （北海道電力・KDDI） 2021年2月17日実施 北海道電力株式会社 KDDI 株式会社</p>	<p>au でんき供給約款 （北海道電力・auEL） 2022年7月1日実施 北海道電力株式会社 au エネルギー&ライフ株式会社</p>
<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するサービスをあわせて利用し、KDDI が北海道電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北海道電力・KDDI）（以下「この au でんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）</p>	<p>1 適用 (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北海道電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき供給約款（北海道電力・auEL）（以下「この au でんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。 （略）</p>
<p>2 au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、北海道電力および KDDI は、この au でんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北海道電力・KDDI）および料金表によります。 （略） (2) この au でんき約款または料金表を変更する場合には、KDDI は、au でんき約款および料金表の変更前は、au でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、au でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北海道電力および KDDI の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事</p>	<p>2 au でんき約款および料金表の変更 (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、北海道電力および auEL は、この au でんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の au でんき供給約款（北海道電力・auEL）および料金表によります。 （略） (2) この au でんき約款または料金表を変更する場合には、auEL は、au でんき約款および料金表の変更前は、au でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、au でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北海道電力および auEL の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業</p>

<p>業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>（略）</p>	<p>法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>（略）</p>
<p>3 定義</p> <p>（略）</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。</p>	<p>3 定義</p> <p>（略）</p> <p>(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。</p>
<p>5 契約電流および契約容量</p> <p>（略）</p> <p>(2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、北海道電力、KDDI または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>（略）</p>	<p>5 契約電流および契約容量</p> <p>（略）</p> <p>(2) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、北海道電力、auEL または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>（略）</p>
<p>6 実施細目</p> <p>この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと北海道電力および KDDI との協議によって定めま</p>	<p>6 実施細目</p> <p>この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと北海道電力および auEL との協議によって定めま</p>
<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、北海道電力または KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>（略）</p> <p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さ</p>	<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、北海道電力または auEL 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auEL が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>（略）</p> <p>なお、この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが auEL または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等</p>

<p>まの氏名, 住所, 支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北海道電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>には, お客さまの氏名, 住所, 支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北海道電力が通知することがあります。</p> <p>(略)</p>
<p>8 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は, 申込みを北海道電力および KDDI が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は, 次によります。</p> <p>(略)</p> <p>□ 契約期間満了に先だって, お客さままたは北海道電力および KDDI のいずれからも別段の意思表示がない場合は, 需給契約は, 契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合, KDDI は, 契約期間満了前は, 新たな契約期間を, この au でんき約款および料金表による契約の継続後は, 新たな契約期間, 需給契約の成立日, 供給地点特定番号ならびに北海道電力および KDDI の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(略)</p>	<p>8 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は, 申込みを北海道電力および auEL が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は, 次によります。</p> <p>(略)</p> <p>□ 契約期間満了に先だって, お客さままたは北海道電力および auEL のいずれからも別段の意思表示がない場合は, 需給契約は, 契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合, auEL は, 契約期間満了前は, 新たな契約期間を, この au でんき約款および料金表による契約の継続後は, 新たな契約期間, 需給契約の成立日, 供給地点特定番号ならびに北海道電力および auEL の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(略)</p>
<p>10 需給契約の単位</p> <p>北海道電力および KDDI は, 電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別 (以下「電灯契約種別」といいます。) と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する等, 1 需要場所において, 北海道電力および KDDI があわせて契約することを認める契約種別 (北海道電力が別に定める特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕に定める契約種別を含みます。) を複数適用する場合を除き, 1 需要場所について 1 契約種別を適用して, 1 需給契約を結びます。</p>	<p>10 需給契約の単位</p> <p>北海道電力および auEL は, 電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別 (以下「電灯契約種別」といいます。) と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する等, 1 需要場所において, 北海道電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別 (北海道電力が別に定める特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕に定める契約種別を含みます。) を複数適用する場合を除き, 1 需要場所について 1 契約種別を適用して, 1 需給契約を結びます。</p>
<p>11 供給の開始</p> <p>(1) 北海道電力および KDDI は, お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには, お客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 北海道電力は, 供給準備その他必要な手続きを経たのち, すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, KDDI は, お客さまにその理由をお知らせします。この場合, 北海道電力および KDDI は, あらかじめお客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 北海道電力は電気を供給いたします。</p>	<p>11 供給の開始</p> <p>(1) 北海道電力および auEL は, お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには, お客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 北海道電力は, 供給準備その他必要な手続きを経たのち, すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, auEL は, お客さまにその理由をお知らせします。この場合, 北海道電力および auEL は, あらかじめお客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 北海道電力は電気を供給いたします。</p>
<p>13 承諾の限界および遵守事項</p>	<p>13 承諾の限界および遵守事項</p>

<p>(1) 承諾の限界 北海道電力または KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北海道電力または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、KDDI は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項 (略) □ 他人になりすまして北海道電力または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為 (略) ニ 北海道電力または KDDI のサービスの運営を妨げる行為</p>	<p>(1) 承諾の限界 北海道電力または auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北海道電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、auEL は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項 (略) □ 他人になりすまして北海道電力、auEL または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為 (略) ニ 北海道電力、auEL または KDDI のサービスの運営を妨げる行為</p>
<p>14 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは北海道電力もしくは KDDI が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p>14 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは北海道電力もしくは auEL が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>
<p>18 使用電力量の算定 (略) (2) KDDI は、料金の算定期間における使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (3) 計量器の故障等により使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと北海道電力および KDDI との協議によって定めます。 (4) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめお客さまと北海道電力および KDDI との協議によって定めます。</p>	<p>18 使用電力量の算定 (略) (2) auEL は、料金の算定期間における使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (3) 計量器の故障等により使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと北海道電力および auEL との協議によって定めます。 (4) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめお客さまと北海道電力および auEL との協議によって定めます。</p>
<p>22 料金その他の支払方法 (1) 料金については、KDDI が北海道電力に代位してお客さまに対して請求し、料金表 7（料金等の支払い）に定めるところにより支払っていただきます。 (略)</p>	<p>22 料金その他の支払方法 (1) 料金については、auEL が北海道電力に代位してお客さまに対して請求し、料金表 7（料金等の支払い）に定めるところにより支払っていただきます。 (略)</p>
<p>24 適正契約の保持</p>	<p>24 適正契約の保持</p>

<p>北海道電力および KDDI は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>北海道電力および auEL は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>27 供給の停止 (略) (3) KDDI は、(1)にともなう料金の減額は行いません。</p>	<p>27 供給の停止 (略) (3) auEL は、(1)にともなう料金の減額は行いません。</p>
<p>30 使用の制限または中止 (略) (2) KDDI は、(1)にともなう料金の減額は行いません。</p>	<p>30 使用の制限または中止 (略) (2) auEL は、(1)にともなう料金の減額は行いません。</p>
<p>31 損害賠償の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが北海道電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合または 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが北海道電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>31 損害賠償の免責 (1) 11（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが北海道電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合または 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが北海道電力および auEL の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および auEL は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>33 需給契約の変更 (略) (2) (1)の場合、KDDI は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北海道電力および KDDI の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。 (略)</p>	<p>33 需給契約の変更 (略) (2) (1)の場合、auEL は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北海道電力および auEL の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。 (略)</p>
<p>34 名義の変更</p>	<p>34 名義の変更</p>

<p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの北海道電力および KDDI に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、北海道電力および KDDI が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、北海道電力および KDDI が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により KDDI に申し出ていただきます。</p>	<p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの北海道電力および auEL に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、北海道電力および auEL が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、北海道電力および auEL が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により auEL に申し出ていただきます。</p>
<p>35 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまがこの au でんき約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により KDDI に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまが KDDI に通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客さまが KDDI に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ KDDI がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 北海道電力、KDDI および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>ハ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、北海道電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、需給契約は新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に消滅するものといたします。</p> <p>ニ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、北海道電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始するために必要な手続きを廃止期日の 2 暦日前から起算して 8 営業日前の日の 1 暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止期日の 2 暦日前から起算して 1 営業日前の日の 1 暦日前といたします。）までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。</p>	<p>35 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまがこの au でんき約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により auEL に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまが auEL に通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客さまが auEL に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ auEL がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>ハ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、北海道電力および auEL との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に消滅するものといたします。</p> <p>ニ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、北海道電力および auEL との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始するために必要な手続きを廃止期日の 2 暦日前から起算して 8 営業日前の日の 1 暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止期日の 2 暦日前から起算して 1 営業日前の日の 1 暦日前といたします。）までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。</p>
<p>37 解約等</p>	<p>37 解約等</p>

<p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北海道電力および KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(略)</p> <p>ハ お客さまが、北海道電力と締結している他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北海道電力の定める支払期日を経過してなお支払われない場合またはこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金もしくは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する債務を KDDI の定める期日までに支払われない場合</p> <p>ニ この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この au でんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ホ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合</p> <p>ハ お客さまがその他この au でんき約款または料金表に反した場合</p> <p>(2) お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北海道電力、KDDI および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北海道電力および auEL は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(略)</p> <p>ハ お客さまが、北海道電力と締結している他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北海道電力の定める支払期日を経過してなお支払われない場合またはこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を auEL もしくは KDDI の定める期日までに支払われない場合</p> <p>ニ auEL または KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の auEL または KDDI に対する債務を auEL または KDDI の定める期日までに支払われない場合</p> <p>ホ この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この au でんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ハ KDDI サービス の利用契約の全てが終了した場合</p> <p>ト お客さまがその他この au でんき約款または料金表に反した場合</p> <p>(2) お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北海道電力、auEL および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>附 則（実施期日）</p> <p>この au でんき約款は、2021年2月17日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日）</p> <p>この au でんき約款は、2022年7月1日から実施いたします。</p>